

パブリックコメント実施後の計画素案 変更箇所について

事前資料2

No.	ページ	変更後	変更前
1	1	<p>(1) 国の障害者施策の動向 平成24年の「障害者虐待防止法」施行や「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正、<u>(追加)平成26年には、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、また固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等を規定した「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が批准され、これに基づいて、平成28年の「障害者差別解消法」施行などが進められてきました。</u> (パブコメ意見を反映)</p>	<p>(1) 国の障害者施策の動向 平成24年の「障害者虐待防止法」施行や「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正、平成28年の「障害者差別解消法」施行などが進められてきました。</p>
2	11	<p>3) 障害を理由とする差別の解消の推進 (追加) <u>障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化(大阪府では、大阪府障がい者差別解消条例により令和3年4月1日から義務化)されたことなどの、障害を理由とする差別の解消を図るための啓発を行うとともに、(追加)「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」(平成27年11月厚生労働大臣決定)を踏まえ、事業所が合理的な配慮を提供することのできる環境づくりを進めます。</u> (パブコメ意見を反映)</p>	<p>3) 障害を理由とする差別の解消の推進 障害を理由とする差別の解消を図るための啓発を行うとともに、事業所が合理的な配慮を提供することのできる環境づくりを進めます。</p>
3	69	<p>目標3)：医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 (表中の項目追加・数値変更) <u>コーディネーターの配置(福祉関係)</u> <u>R8年度：4人、R4年度：4人</u> <u>コーディネーターの配置(医療関係)</u> <u>R8年度：1人、R4年度：1人</u> (大阪府事前協議を反映)</p>	<p>目標3)：医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 (表中の項目追加・数値変更) コーディネーターの配置 R8年度：5名、R4年度：5名</p>

No.	ページ	変更後	変更前
4	79	<p>①短期入所（ショートステイ） （表中の見込量の数値変更）</p> <p>利用者数[人/月]</p> <p>知的 R6年度：<u>44</u> R7年度：<u>44</u> R8年度：<u>44</u> 障害児 R6年度：<u>10</u> R7年度：<u>11</u> R8年度：<u>12</u> 合計 R6年度：<u>77</u> R7年度：<u>77</u> R8年度：<u>77</u></p> <p>延べ利用日数[人日分/月]</p> <p>知的 R6年度：<u>272</u> R7年度：<u>272</u> R8年度：<u>272</u> 障害児 R6年度：<u>36</u> R7年度：<u>38</u> R8年度：<u>40</u> 合計 R6年度：<u>468</u> R7年度：<u>463</u> R8年度：<u>458</u></p> <p>（パブコメ意見を反映）</p>	<p>①短期入所（ショートステイ） （表中の見込量の数値変更）</p> <p>利用者数[人/月]</p> <p>知的 R6年度：<u>42</u> R7年度：<u>40</u> R8年度：<u>38</u> 障害児 R6年度：<u>9</u> R7年度：<u>9</u> R8年度：<u>9</u> 合計 R6年度：<u>74</u> R7年度：<u>71</u> R8年度：<u>68</u></p> <p>延べ利用日数[人日分/月]</p> <p>知的 R6年度：<u>272</u> R7年度：<u>259</u> R8年度：<u>246</u> 障害児 R6年度：<u>35</u> R7年度：<u>35</u> R8年度：<u>35</u> 合計 R6年度：<u>467</u> R7年度：<u>447</u> R8年度：<u>427</u></p>
5	110	<p>手話通訳者・手話奉仕員</p> <p>聴覚障害のある人と聴覚障害のない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介すること。また、それを行う人。「手話通訳者」は大阪府が実施する手話通訳者養成講座を修了し、登録試験に合格し登録した者、「手話奉仕員」は羽曳野市が実施する手話奉仕員養成講座を修了し、市が定める要件・方法により登録した者をいう。</p> <p>（事務局見直し）</p>	<p>手話通訳者・手話奉仕員</p> <p>聴覚障害のある人と聴覚障害のない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介すること。また、それを行う人。「手話通訳者」は大阪府が実施する手話通訳者養成講座を修了し、府が定める要件・方法により登録した者、「手話奉仕員」は羽曳野市が実施する手話奉仕員養成講座を修了し、市が定める要件・方法により登録した者をいう。</p>